

○契約保証金について（物品・業務委託等） （呉市契約規則第36条）

呉市と契約を結ぶ場合は、契約前に契約保証金の納付が必要です。

契約保証金は、契約者（受注者）の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保です。

1 契約保証金の納付について

呉市と契約を結ぶ場合は、契約金額（消費税含む。）の100分の10以上（注1）の契約保証金の納付が必要です。

納付された契約保証金は、業務等の完了後に受注者の請求により返還します（利子は付きません）。

（注1）単価契約の場合は契約単価（消費税含む。）に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上

2 複数年契約の契約保証金の扱い

複数年契約（長期継続契約など）で次の場合は、年割最高額（1年当たりの金額の最高額）をもって契約金額とみなします。

- （1）物品賃貸借及び業務委託（同様の業務を反復して行うものに限る。）
- （2）複数年にわたる単価契約

3 契約保証金の免除

次の各号などに該当する場合には契約保証金の納付を免除されることがあります。

- （1）契約金額が200万円以下であり、かつ、受注者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （2）受注者が、保険会社との間に呉市を被保険者とする履行保証保険契約（注2）を締結したとき。

■提出書類： 履行保証保険証書（写し不可） ※別冊の保険契約約款がある場合は当該約款を添付すること。

（注2）保険契約では次の点に注意してください。

- ・ 契約期間の全期間にわたる保険期間とすること。
- ・ 契約金額（消費税含む。）の100分の10以上の定額で補填すること。
- ・ 保険対象の契約の種類を確認すること。

（例）業務委託契約及び修繕契約の場合は、「建設工事以外の請負」等
物品購入契約の場合は、「売買」

- （3）受注者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人及び地方大学法人を含む。）（注3）と同じ種類・規模の契約（注4）を2回以上締結しこれらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

■提出書類： 契約実績を証明する書類（次の①，②のいずれか）

- ① 契約の相手方が発行した契約履行実績証明書（写し不可）
- ② 契約保証金免除申請書（様式1）及び契約書の写し

（注3） 契約実績の対象となる主な契約の相手方は、次のとおりです。

- ・ 県市その他の市区町村
- ・ 広島県その他の都道府県
- ・ 自衛隊その他の国の機関
- ・ 国立病院機構呉医療センターその他の独立行政法人

（注4） 同じ種類・規模の契約については、次の基準で判断します。

- ・ 同じ規模の契約とは、実績契約金額が今回契約金額の9割以上の契約です。
- ・ 2の複数年契約に該当する場合は、履行開始から1年を経過する毎に1回の履行があったものとみなします。
- ・ 業務委託契約と工事請負契約は同じ種類の契約とはみなしません。
- ・ 物品購入契約と物品賃貸借契約は同じ種類の契約とはみなしません。

契約保証金免除申請書(実績免除)

令和 年 月 日

呉市長 殿

所在地
(住所)
商号又は名称
職 氏 名

印

_____の契約に係る契約保証金を次の理由により免除して下さるよう申請します。
なお、下記表に記載の契約については、契約期間内に履行を完了していることを誓約します。

(理由)
過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を、次のように締結し、かつ、誠実に履行した。

契約の相手方	契 約 名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備 考

※注 1 上記表に記載した契約に係る契約書の写しを必ず添付すること。